

平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件

原告 今枝 仁 外3名

被告 橋下 徹

準備書面 10

平成20年2月7日

広島地方裁判所 民事第2部 合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 方 時 夫

同 青 木 貴 央

同 田 中 陽

同 兒 玉 浩 生

第1 弁護士懲戒制度の概要

1 弁護士法に基づく懲戒制度

弁護士は、弁護士法第56条に定める事由があったときは、所属弁護士会の懲戒委員会の決議等によって懲戒を受けることになる。

弁護士に対する懲戒処分の内容は次のとおりである。

戒告（弁護士に反省を求め、戒める処分）

2年以内の業務停止（弁護士業務を行うことを禁止する処分）

退会命令（弁護士としての身分を失うが、弁護士となる資格は喪失しない処分）

除名（弁護士としての身分を失い、かつ、3年間は、弁護士となる資格も喪失する処分）

2 委員会等の構成

弁護士会及び日本弁護士連合会は、懲戒手続の実施のために次の委員会等を設置しており、その構成及び根拠法条は次のとおりである。

綱紀委員会 弁護士，裁判官，検察官及び学識経験者

弁護士法第70条の3

懲戒委員会 弁護士，裁判官，検察官及び学識経験者

弁護士法第66条の2

綱紀審査会 学識経験者（弁護士，裁判官若しくは検察官である者又はこれらであった者を除く）

弁護士法第71条の3

3 懲戒手続の処理内容

(1) 懲戒手続の概要

弁護士に対する懲戒処分に関する手続は、基本的には懲戒請求がされることによって開始され（弁護士法第58条第2項）、その懲戒請求を行う主体には特段の制約はない（弁護士法第58条第1項）。

また、弁護士会は、自らの判断で懲戒処分に関する手続を開始し、綱紀委員会に調査をさせることができる（弁護士法第58条第2項）。

もっとも、懲戒事由があったときから3年を経過したときは、懲戒手続を開始することはできない（弁護士法第63条）。

懲戒処分の手続が開始された場合には、基本的には、対象弁護士の所属する弁護士会において次の手続を経た上で処理されることになる（弁護士法第58条第2項ないし第6項）。

綱紀委員会の調査，議決

懲戒委員会の調査，議決

弁護士会の決定

(2) 綱紀委員会の調査，議決

ア 弁護士に対する懲戒制度は、綱紀委員会の調査に付されることによって開始される。

綱紀委員会は、その調査の結果、次の決定をすることになる。

懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする決議（弁護士法第58条4項）

綱紀委員会は、調査の結果、手続が開始された事案について、次の判断をした場合に、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする決議をする。

懲戒請求が不適法であると認めるとき

対象弁護士につき懲戒の手続を開始することができないものであると認めるとき

事案の軽重その他情状を考慮して懲戒すべきでないことが明らかであると認めるとき

綱紀委員会が同決議をした場合には、弁護士会は、同決議に基づき、対象弁護士を懲戒しない旨の決定をすることになる。

懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする決議（弁護士法第58条3項）

綱紀委員会は、調査の結果、手続が開始された事案について、懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める判断をしたときは、懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする決議をする。

綱紀委員会が同決議をした場合には、弁護士会は、同決議に基づき、懲戒委員会に事案の審査を求めることとなる。

イ 綱紀委員会の決定に基づく対象弁護士を懲戒しない旨の決定に対する不服申立

(ア) 日本弁護士連合会に対する異議申立

A 綱紀委員会の決議に基づく対象弁護士を懲戒しない旨の弁護士会の決定に対しては、懲戒請求者は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる（弁護士法第64条1項）。

この場合、日本弁護士連合会は、同連合会の綱紀委員会に異議の審査を求めることになる（弁護士法第64条の2第1項）。

B 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、異議の審査の結果、異議の申出を不適法なものとして却下し、又は理由がないものとして棄却することを相当と認めるときは、その旨の決議をする（弁護士法第64条の2第5項1文）。

そして、日本弁護士連合会は、同決議に基づき、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をすることになる（弁護士法第64条の2第5項2文）。

C 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、異議の審査の結果、原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めるときは、その旨の決議をする（弁護士法第64条の2第2項1文）。

そして、日本弁護士連合会は、同決議に基づき、原弁護士会の決定

を取り消して事案を原弁護士会に送付し（弁護士法第64条の2第2項2文）、同送付を受けた原弁護士会は、懲戒委員会に事案の審査を求めることになる（弁護士法第64条の2第3項）。

(1) 綱紀審査の申出

A 日本弁護士連合会が異議の申出を却下し、又は棄却する決定をした場合には、懲戒請求者は、さらに、日本弁護士連合会に対して、綱紀審査会による綱紀審査の申出をすることができる（弁護士法第64条の3第1項）。

B 綱紀審査会は、綱紀審査の申出を不適法として却下することを相当と認めるときは、その旨の決議をし、日本弁護士連合会は、その決議に基づいて、綱紀審査の申出を却下する旨の決定をする（弁護士法第64条の4第4項）。

また、出席した委員の3分の2以上の多数をもって原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めるときを相当と認める決議がされないときは、日本弁護士連合会は、綱紀審査の申出を棄却する決定をする（弁護士法第64条の4第5項）。

C 綱紀審査会は、出席した委員の3分の2以上の多数をもって原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めるときを相当と認めるときは、その旨の決議をする。

この場合、日本弁護士連合会は、同決議に基づいて、自らがした異議の申出を却下、棄却する旨の決定、及び原弁護士会の対象弁護士を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付することになる（弁護士法第64条の4第1項、2項）。

この送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求めることになる（弁護士法第64条の4第3項）。

ウ 懲戒委員会への回付

懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当と認める決議がされた場合には、本事案は、弁護士会の懲戒委員会に回付され、同委員会の審査を受けることになる。

(3) 懲戒委員会の調査、議決

ア 懲戒委員会に事案が回付された場合には、弁護士会の懲戒委員会は同事案を審査した上で、次の決定をすることになる。

懲戒しないことを相当と認める決議（弁護士法第58条6項）

懲戒委員会は、審査の結果、回付された事案について、懲戒しないことを相当と認める場合には、その旨の決議をする。

その場合、弁護士会は、同決議に基づき、対象弁護士を懲戒しない旨の決定をすることになる。

懲戒することを相当と認める決議（弁護士法第58条5項）

懲戒委員会は、審査の結果、回付された事案について、懲戒することを相当と認めるときは、懲戒処分の内容を明示して、その旨の決議をする。

懲戒委員会が同決議をした場合には、弁護士会は、同決議に基づき、対象弁護士を懲戒することになる。

イ 懲戒請求者による不服申立

(ア) 懲戒請求者は、弁護士会が懲戒委員会の決議に基づいて対象弁護士を懲戒しない旨の決定をしたとき、及び弁護士会がした懲戒処分が不当に軽いと思料するときは、日本弁護士連合会に異議申立をすることができる。

この場合、日本弁護士連合会は、同会の懲戒委員会に異議の審査を求めることになる（弁護士法第64条の5第1項）。

(イ) 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、審査の結果、異議の申立を不適法として却下し、又は理由がないとして棄却することを相当と認めるとき

は、その旨の決議をする。

日本弁護士連合会は、同決議に基づき、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をすることになる（弁護士法第64条の5）。

- (ウ) 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、審査の結果、対象弁護士を懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分内容を明示して、その旨の決議をする。

日本弁護士連合会は、同決議に基づき、原弁護士会の決定を取り消して、自ら対象弁護士を懲戒処分することになる（弁護士法第64条の5第2項）。

- (I) 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、審査の結果、原弁護士会の懲戒処分が不当に軽いとする異議の申出に理由があると認めるときは、処分内容を明示して、懲戒処分を変更することを相当とする旨の決議をする。

日本弁護士連合会は、同決議に基づき、原弁護士会の決定を取り消して、自ら対象弁護士を懲戒処分することになる（弁護士法第64条の5第4項）。

ウ 対象弁護士による不服申立

- (ア) 弁護士会による懲戒処分を受けた対象弁護士は、同処分に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

同審査請求があったときは、日本弁護士連合会は、同会の懲戒委員会に事案の審査を求め、その議決に基づき、裁決をすることになる（弁護士法第59条）。

- (イ) さらに、弁護士法第59条の審査請求を却下、又は棄却された対象弁護士は、東京高等裁判所に対して、その取消しの訴えを提起することができる（弁護士法第61条第1項）。

4 本件懲戒請求処理における広島弁護士会の対応

本件においては、原告らに対して多数の懲戒請求がされているものの、これ

らはすべて別件として処理されており，それぞれの懲戒請求に対して個別に上記3記載の手續が実施されている。現時点では，原告らは，各綱紀事件が併合されたという連絡を受けていない。

第2 原告らの損害の詳細な主張

原告らに生じた損害について，以下，詳細な主張をする。

- 1 原告らが，本件不法行為により受けた損害は準備書面4に概略を主張したとおりである。

その骨子は以下のとおりである

(1) 経済的損害（準備書面4の再掲）

原告らは，懲戒請求への対応として，懲戒請求書の授受，整理，読み込み，答弁書の作成，提出（本訴提起時までに調査開始の通知がなされた訴状記載の300件余りについて，ここまでは概ねの原告が終了している。）をし，また，今後の弁明を強いられる。原告らは，これらの作業を行わなければならず，同時にそのことに時間をとられることによって他の業務への影響が生じる。そこで，本訴においては，これらの作業負担及び影響を経済的損害として主張するものである。

(2) 精神的苦痛

精神的苦痛は，準備書面4記載の番組内の発言（弁護士があのような主張をすることを許していいのか，弁護団が主張を作り上げた，旨の発言）自体によるものと，懲戒請求の扇動により多数の懲戒請求をなされたことによる精神的苦痛である。

(3) 本件について

以上のうち，手続的な負担については，前日期日の裁判所の求釈明に対する回答として以下に述べる。

しかしながら，原告らとして裁判所に理解を願いたいことは，本件におい

て原告らは、精神的損害をより重要視していることである。

本件の発言において原告らは、同じ弁護士の職にある被告から、主張を捏造したと決め付けられ、また、そのような主張は弁護士として許せないとまで非難された。これは、刑事事件を数多く手掛け、その中で弁護士法や弁護士倫理を遵守しながら被告人のために最善の弁護を行なうべく努力を積み重ねてきた弁護士に対する、許しがたい、根拠のない中傷である。

さらに、原告らは、被告による根拠のない中傷と懲戒の扇動を真に受けた視聴者から、前例のないほど大量の懲戒請求を受けた。自らの業務の適正さに確信を抱いていたとしても、懲戒請求は弁護士にとって多大な精神的苦痛をもたらす。ましてそれが一人当たり300通以上の請求を受けた本件では、その事実自体が甚大なる精神的苦痛をもたらすのである。

以上のような精神的苦痛の具体的な側面は、原告らの陳述書に明らかな通りである。

2 原告らにおける手続的負担

原告らに生じた手続的負担の詳細は原告今枝作成の陳述書（甲第13号証の2）記載のとおりである。

原告今枝を例として、各手続的負担と時間量を掲記すれば、以下のとおりである。

原告新川、足立、井上については、他の弁護人との間で懲戒請求への対応を分担した点もあるが、おおむね同様に以下のような手続的負担を生じている。

- (1) 各懲戒請求の検討 ・・・10時間以上
- (2) 懲戒請求に対する答弁・反論の準備（懲戒請求の対応の方法などの基本的な対応の方法の検討、他の弁護人に対する懲戒の状況等の調査）
・・・15時間以上
- (3) 懲戒請求に対する答弁・反論の準備（インターネット上の情報収集）

・・・ 30 時間以上

- (4) 綱紀委員会の委員からの電話連絡に対する応答，問い合わせのあった事情
についての報告，提出を求められた資料の収集と提出，綱紀委員会への答
弁書や意見書の検討，作成と提出

・・・ 20 時間以上

- (5) 懲戒請求に関連する問い合わせ等への対応 ・・・ 約 5 時間

- (6) 懲戒請求に関するマスコミ対応 ・・・ 約 15 時間

- (7) 本訴提起の準備等 ・・・ 約 20 時間

以上